

資 料 編

- 岩出市長期総合計画審議会条例
- 岩出市長期総合計画策定本部設置要綱
- 第2次岩出市長期総合計画素案の諮問までの経過
- 岩出市長期総合計画審議会委員名簿
- 第2次岩出市長期総合計画素案について（諮問）
- 第2次岩出市長期総合計画素案について（答申）

岩出市長期総合計画審議会条例

平成11年岩出町条例第16号

趣旨

第1条 この条例は、岩出市長期総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

設置

第2条 市長の諮問に応じ、岩出市長期総合計画の策定について調査及び審議を行うため、岩出市長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

組織

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
(1)市議会の議員
(2)学識経験を有する者
(3)各種団体の代表者

会長及び副会長

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

委員の任期

第5条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。

会議

第6条 審議会は、会長が招集する。
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

関係者の出席

第7条 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係市職員及び知識経験者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

庶務

第8条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

委任

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岩出市長期総合計画策定本部設置要綱

平成11年岩出町訓令第11号

趣旨

第1条 この訓令は、岩出市長期総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、設置する組織について必要な事項を定めるものとする。

設置

第2条 総合計画を策定するため、岩出市長期総合計画策定本部（以下「本部」という。）を置く。

組織

第3条 本部は、岩出市幹部会議（庁議）設置規程（平成9年岩出町訓令第6号）の規定による幹部会議をもって組織する。

2 本部に、次の役員を置く。

（1）本部長 1人

（2）副本部長 2人

3 本部長は、市長をもって充て、本部を総括する。

4 副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、本部長があらかじめ指定する副本部長がその職務を代理する。

所掌事務

第4条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

（1）総合計画案の調査、審議及び決定に関すること。

（2）総合計画の策定について特に必要と認めること。

会議

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

部会

第6条 本部の運営を円滑かつ効率的に行うため、推進部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、別表の者をもって充てる。

部会の任務

第7条 部会は、本部の指示により、次に掲げる事項を処理する。

（1）総合計画策定の基礎となる資料の収集、調査及び研究に関すること。

（2）その他総合計画に関すること。

庶務

第8条 本部及び部会の庶務は、市長公室において処理する。

補則

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

附則

この訓令は、平成11年5月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成12年4月12日から施行する。

附則（平成18年4月1日訓令第23号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月7日訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成21年4月1日訓令第12号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成21年4月30日訓令第14号）

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

別表（第6条関係）

推進部会

総務課長、税務課長、市民課長、福祉課長、生活環境課長、保健推進課長、保険年金課長、土木課長、都市計画課長、農林経済課長、地籍調査課長、上下水道業務課長、上下水道工務課長、議会事務局長、出納室長、教育総務課長、生涯学習課長

第2次岩出市長期総合計画素案の諮問までの経過

平成21年 5月	第1回岩出市長期総合計画策定本部会開催 ・策定方針等を協議
6月	第2回岩出市長期総合計画策定本部会開催 ・アンケート内容を協議
7月	市民アンケートを実施
8月	第3回岩出市長期総合計画策定本部会開催 ・アンケート結果速報値報告
10月	第4回岩出市長期総合計画策定本部会開催 ・審議会委員の選考
11月	第5回岩出市長期総合計画策定本部会開催 ・アンケート結果報告
12月	第6回岩出市長期総合計画策定本部会開催 ・第1回審議会の議案検討 第1回岩出市長期総合計画審議会開催 ・策定方針等を審議
平成22年 2月	第7回岩出市長期総合計画策定本部会開催 ・第1回審議会結果報告及び第2回審議会の議案検討 第2回岩出市長期総合計画審議会開催 ・第1次岩出市長期総合計画実施計画の成果及び第2次岩出市長期総合計画基本構想(案)等を審議
3月	第8回岩出市長期総合計画策定本部会開催 ・第2回審議会結果報告及び基本構想(案)、基本計画(案)を協議
4月	第1回岩出市長期総合計画策定作業部会開催 ・基本構想(案)を協議
5月	第9回岩出市長期総合計画策定本部会開催 ・基本構想(案)を協議
7月	第2回岩出市長期総合計画策定作業部会開催 ・基本構想(案)及び基本計画(案)を協議(ワーキンググループ形式)
8月	第10回岩出市長期総合計画策定本部会開催 ・第3回審議会の議案検討 第3回岩出市長期総合計画審議会開催 ・基本構想(案)及び基本計画(案)を審議(ワーキンググループ形式) 第2次岩出市長期総合計画素案(案)のパブリックコメントを実施
9月	第4回岩出市長期総合計画審議会開催 ・第2次岩出市長期総合計画素案(案)を審議 第11回岩出市長期総合計画策定本部会開催 ・第4回審議会結果報告及び素案を協議
10月	第5回岩出市長期総合計画審議会開催 ・第2次岩出市長期総合計画素案の諮問 第6回岩出市長期総合計画審議会開催 ・第2次岩出市長期総合計画素案の答申

岩出市長期総合計画審議会委員名簿

敬称略

	氏 名	役 職 名
1 号	○ 上野 耕志	岩出市議会議長
	三栖 慎太郎	岩出市議会議員
	山下 久美子	岩出市議会議員
	山本 重信	岩出市議会議員
2 号	◎ 金子 泰純	和歌山大学システム工学部准教授
	新田 和宏	近畿大学生物理工学部准教授
	中畑 仁志	那賀振興局長
	佐谷 妙子	岩出市教育委員長
3 号	下津 康雄	岩出市地区会長会会長
	福田 清子	岩出市女性会議副会長
	赤路 衛	岩出市老人クラブ連合会会長
	中谷 博昭	岩出市民生・児童委員協議会副会長
	湯浅 敦之	岩出市社会福祉協議会地域福祉推進班長
	安川 修	那賀医師会会長
	井関 功	那賀歯科医師会会長
	厚地 諭	紀の里農業協同組合代表理事組合長
	上野 源一	岩出市農業委員会会長
	奥田 喜内	岩出市商工会副会長
	谷口 憲治	岩出市観光協会事務局長
	松本 真二	紀陽銀行岩出支店支店長
	奥井 明彦	西日本旅客鉄道(株)和歌山支社企画総務課長
	谷口 保孝	和歌山バス那賀(株)常務取締役支配人
	木村 正男	岩出市消防団副団長
	林 照康	那賀消防組合総務課長
	南 秀明	岩出警察署交通課長
	稲田 武彦	岩出市文化協会理事長
	堀田 泰伯	岩出市 P T A 連合会会長
	岡元 清彦	岩出市青少年育成市民会議委員長
	大塚 登志昭	岩出市体育協会陸上競技協会理事

◎会長 ○副会長 ※役職は選任当時。

役職の異動等により途中で退任された委員

2号委員	中岡 雅和	前那賀振興局長
3号委員	中谷 康二	前岩出市地区会長会会長
	木村 清	前岩出市老人クラブ連合会会長
	西 康温	前岩出警察署交通課長

岩市公第388号

平成22年10月18日

岩出市長期総合計画審議会

会長 金子泰純 様

岩出市長 中 芝 正 幸

第2次岩出市長期総合計画素案について(諮問)

第2次岩出市長期総合計画素案を別添のとおり策定しましたので、岩出市長期総合計画審議会条例(平成11年岩出町条例第16号)第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成22年10月25日

岩出市長 中 芝 正 幸 様

岩出市長期総合計画審議会
会長 金 子 泰 純

第2次岩出市長期総合計画素案について(答申)

平成22年10月18日付け岩市公第388号で諮問のあった第2次岩出市長期総合計画素案について、社会経済情勢や国の動向が見通せない状況にある中、岩出市のまちづくりの指針となる計画として、本審議会において審議した結果、おおむね妥当なものと認め、別添のとおり答申します。

本計画のまちの将来像である“活力あふれるまち ふれあいのまち”緑豊かな住環境と歴史文化かおる健康都市 いわでの実現を目指し、市民との「対話と協調」のもと、市民全員が岩出市に住んでよかったと思えるまちづくりに邁進していただくことを希望します。

時代の潮流の速い昨今、本計画による施策を効率的・効果的に展開するためにも、柔軟、かつ実効性の高い実施計画を策定し、時代と市民のニーズに合致した事業の推進を図られたい。なお、本審議会から次の意見を付しますので、施策の推進にあたっては、十分配慮するよう要望します。

1. 成果目標の評価においては、他市町村の数値との比較、市独自の指標など市民にわかりやすい形での表現を工夫するとともに、市民参加による評価に努めること。
2. 県内の市町村においてモデルとなるような、市の独自性のあるまちづくりに取り組むこと。
3. 長期総合計画の進捗状況を、定期的に市民に公表するとともに、市民と行政が直接対話し、市民の要望・提案・協力をまちづくりに活かすしくみを設けること。